別表第一から第四までを次のように改める。

別表第一（第三条、第四条関係）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第十一条
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	第四十一条の七第一項及び第四十一条の十三（これらの規定を第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において読み替えて準用する場合を含む。）

別表第二（第五条、第六条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の十三（第四十一条の十六、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において読み替えて準用する場合を含む。）

別表第三（第八条、第九条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の七第二項第一号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。）

別表第四（第十条、第十一条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の七第二項第二号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。）
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）	第六条第六項
核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）	第二条の十一第六項
核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）	第六条第六項
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）	第二十条第四項第六号及び第二十二条第二項第二号
核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）	第七条第六項
核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）	第三条第六項
使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）	第八条第六項
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）	第六十七条第六項
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）	第十三条第六項
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）	第二十六条第六項
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）	第二十七条第六項
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）	第六十二条第六項
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）	第四十四条第六項

附　則

この規則は、公布の日から施行する。